

社会福祉法人日新福祉会 すみれ保育園
保育園運営規程

第1章 総則

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人日新福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) すみれ保育園

与那原町字板良敷 1425 番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 すみれ保育園（「以下当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。
- 5 当園は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日 条例第85号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 利用定員

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

単位：人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	18	18	20	20	15	100

- 2 前項に関わらず、入園待機児解消のため、上記定員を超えて受け入れができるものとする。

第3章 提供する保育等の内容

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う

- (1) 特定教育・保育（第11条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ）
- (2) 延長保育事業
- (3) その他保育に係る行事等

第4章 職 員

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受入状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 副園長 1名

副園長は、園長の司る職員及び業務の管理を補佐し、地域福祉について主任保育士を総括する。
- (3) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
- (4) 保育士 15名

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 調理員 2名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する
- (6) 事務員 1名

事務員は経理事務、労務事務に従事し、園の円滑な運営のため園長を補佐する。

(7) 用務員 1名

用務員は園の環境整備、安全対策に関する業務を行う。

(8) 嘱託医は、児童の健康管理に関する業務を行う。

(職務の心得)

第6条 職員はこの規程及びこれに付随する諸規程を守り、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(職員相互の連携)

第7条 法人の事務所及び保育園従事職員は、連携を密にして社会福祉法人としての機能の発揮に努めるものとする。

第5章 児童の処遇

(平等の原則)

第8条 当園は、利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は施設利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしない。

(保育を提供する日)

第9条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日、慰靈の日を除く。その他、園長が臨時の休園を必要と判断した日

(保育を提供する時間)

第10条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時～18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

9時00分～17時00分までの範囲内で、保護者が必要とする時間とする。

(延長保育事業)

第11条 当園は、それぞれ平常の保育時間を越えて保育が必要な場合には下記により延長保育を行う。

- ① 標準認定子ども・・・18:00～19:00 1時間
- ② 短時間認定子ども・・・保育修了時間より1時間

(登降園)

第12条 登降園については原則として、保護者が付き添うものとする。小学生がお迎えに来た場合は安全面の点から引き渡しを行いません。また、保護者以外に依頼する場合はその都度、保育園まで連絡をください。

(欠席)

第13条 利用乳幼児が欠席するときは、前日または当日午前9時までに園へ口頭又は文書で届け出るものとする。

(休園)

第14条 利用乳幼児又は利用入所児の同居家族に伝染病が発生し、他の利用乳幼児に感染するおそれがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第15条 当園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(秘密の保持)

第16条 当園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する秘密事項については、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、施設利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た入所児またはその家族に関する個人情報について秘匿しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらを秘匿するものとする。

(利用者負担その他費用の種類)

第17条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、与那原町に対し、町の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる支払いを受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する経費としてその実費
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用としてその実費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、当施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるものの実費
- 3 延長保育の料金は、延長保育登録児は月額3,000円、登録児以外の利用については30分以内の利用150円、30分～1時間以内の利用300円とする。
- 4 給食費徴収について、対象児童を3歳児以上の園児とし、月額5,500円とする。内訳は、主食費800円、副食費4,700円。尚、年収360万円未満相当世帯の子どもと第三子以降の子どもについては、副食（おかげ・おやつ等）の費用が免除されます。支払方法は口座振替とし毎月20日とする。

(利用の開始に関する事項)

第18条 当園に入園するときは、与那原町との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第19条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 利用乳児の保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な資料又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第20条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児の病状の急変、他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または、利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、与那原町及び利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処理について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第6章 非常災害対等 対策

(非常災害対策)

- 第21条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成することとする。
- 2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めるものとする。
- 3 当園は、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止の為の措置)

- 第22条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法最低基準第9条の2及び第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為。
 - (3) 亂暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (4) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- 3 職員は、利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、与那原町に通報するものとする。

(苦情解決体制)

- 第23条 保育所における、保護者からの様々な意見・要望・苦情・不満に対する適切な対応を図るための事項については『苦情への対応に関する実施要綱』の定めるところによる。

第7章 記録の整備

第24条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての記録
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 与那原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第18条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処理についての記録

第8章 文書の取扱い

第25条 文書の取扱いについては、文書取扱規程に定めるものとする。別紙添付

第9章 雜 則

(改 正)

第26条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人日新福祉理事会の議決を経るものとする。

附 則 この規程は、平成27年12月19日より施行し、平成28年1月1日から適用する。

この規程は、令和元年10月1日から適用する。

この規程は、令和6年 4月1日から適用する。